

教 育 福 祉 委 員 会 会 議 録

開会日	令和3年4月15日（木）午前11時00分
閉会日	令和3年4月15日（木）午前11時15分
場 所	長久手市役所本庁舎 2階 委員会室
出席委員	委員 長 大島令子 副委員長 なかじま和代 委 員 伊藤真規子 岡崎つよし 加藤和男 木村さゆり 野村ひろし わたなべさつ子
欠席委員	な し
欠 員	な し
会議事件のため出席した者の職氏名	市長 吉田一平 総務部長 中西直起 次長（行政、財政担当）加藤英之 次長（事務処理適正化、行政改革担当）福岡隆也 福祉部長 川本満男 次長 斉場三枝 次長（保険医療、健康推進担当）浅井俊光 保険医療課長 林 元美 課長補佐 森 健一 子ども家庭課長 出口史朗 課長補佐 鈴木晶子  <p style="text-align: right;">計 11 名</p>
職務のため出席した者の職氏名	議長 青山直道 議会事務局長 水野敬久 専門員 村瀬紗綾香
会議録	別紙のとおり



別紙

委員長 開会宣言

議長 あいさつ

市長 あいさつ

**議案第 35 号 長久手市母子・父子家庭医療費支給条例の一部を改正する条例について**

保険医療課長 議案第 35 号について説明

課長補佐 資料に基づき説明

わたなべ委員 この改正により、どのような影響があるのか。

保険医療課長 母子・父子家庭医療費については、児童扶養手当の所得制限を準用して給付対象者を決定している。

今回、児童扶養手当法施行令の改正により、障害年金等を所得として計算することになった。今までどおり児童扶養手当の所得制限を準用すると、所得制限を超え、母子・父子家庭医療費の給付対象から外れる不利益が生じる場合が出てくる。そのため、母子・父子家庭医療費は今までどおり障害年金等を所得として計算せず、影響がでないように条例を改正する。

わたなべ委員 市民にはどのように周知するか。

保険医療課長 従来と同じ取り扱いを継続できるように改正するものであるため、特別な周知はしない。

大島委員 障害年金には障害厚生年金と障害基礎年金がある。どちらも所得とみなさない年金に該当するか。

課長補佐 児童扶養手当の所得制限の計算に関わってくるのは非課税の年金であり、他に遺族年金、労災年金等がある。障害年金には厚生年金、基礎年金が含まれる。

大島委員 どのような理由でその年金を受給することになったのかは関係ないということではいか。

保険医療課長 そのとおりである。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論なし

賛成討論なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

委員長 委員長報告は委員長と副委員長への一任を確認。

委員長 閉会宣言

午前 11 時 15 分終了

以上、要点筆記は会議内容と相違ないので署名する。

令和 3 年 4 月 15 日

教育福祉委員会委員長 大島令子